

民生委員・児童委員

平成22年12月1日から、下記のとおり「奥尻町民生委員・児童委員」が委嘱されましたので、お知らせします。

心配ごと、困りごとがあった場合は、お気軽にご相談下さい。

民生委員・児童委員					
担当区域	委員名	電話番号	担当区域	委員名	電話番号
野名前・稲穂・勘太浜	池田 みさえ	2-2698	松江1・松江2	東宮 美代	3-2925
宮津・東風泊	田中 薫	2-3194	富 里	◎桑名 千枝子	3-2134
球浦1・球浦2	辻 千鶴子	2-2451	青苗1・青苗2	荒川 トミ子	3-2037
仏沢・奥尻3・奥尻4	岩坂 律子	2-2408	青苗2・青苗8	三田 久美子	3-2104
奥尻1・奥尻2	深瀬 明子	2-2675	青苗3・青苗4・青苗5	三上 勝廣	3-2627
奥 尻 5	道下 満代	2-2768	青苗6・青苗7	古谷 聖司	3-2221
谷地・武士川	竹内 正巳	2-2342	米 岡	◎海老原 久美子	3-2032
赤石1・赤石2	坪谷 公人	2-2237	湯 浜	中村 征夫	3-2306
主任児童委員					
担当区域	委員名	電話番号	担当区域	委員名	電話番号
野名前～赤石	佐々木 美恵子	2-2033	松江～湯浜	千田 桂子	3-2641

◎は、新規委嘱委員

ねんきん加入者のみなさまへ

◇退職（失業）による特例免除制度を知っていますか？

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職（失業）すると、市町村役場で国民年金の第1号被保険者になるための手続きを行い保険料を納めることになります。

一方保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料を免除される制度があります。免除制度を利用すると、保険料を納めなくとも、免除された期間は次のようになります。

- ①老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ②老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ③障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、免除申請する年度又はその前年度に退職（失業）した方は、特例免除制度を利用できます。この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。

ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

◇手続き

特例免除の申請には、住民票のある市町村役場へ国民年金保険料免除申請書を提出する必要があります。

手続きに必要なものは、

- ①年金手帳又は納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②認印
- ③公的機関の写し（雇用保険受給資格者証、離職票）



◇被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職（失業）によって、国民年金の種別が第3号から第1号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職（失業）時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。